飯塚市商業活性化イベント開催補助金　公募要領

1.制度の概要

「飯塚市商業活性化イベント開催補助金」は、中心商店街エリアから概ね半径2キロメートル圏内において、地域経済の活性化が図られるような演出が企画された、市内外からの集客及び宿泊につながる新規性、継続性があるイベントを開催する団体に対し、その費用の一部を、飯塚市商業活性化イベント開催補助金交付要綱(以下、交付要綱という)に基づき補助する制度です。

2.募集期間

~~・第1弾…令和8年4月9日(木)～5月29日（金）~~
~~→令和8年8月中までに開催されるイベント募集~~（募集終了）
~~・第2弾　令和8年8月3日（月）～令和8年9月30日（水）~~
~~→令和9年3月中までに開催されるイベント募集~~（募集終了）
・第3弾　令和8年11月5日（木）～令和8年12月11日（金）
→令和9年3月中までに開催されるイベント募集
※補助金は予算の範囲内で交付し、予算上限額に達し次第募集を終了します。

3.補助対象者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者で法人格を有するもの又は次の各号のすべてに該当するものでなければなりません。
(1)規約又は会則を持ち、かつ、活動が継続的に行われる団体
(2)飯塚市内に活動拠点を有し、かつ、主たる活動区域が市内にある団体
(3)団体の意思を代表する者及び団体の意思を執行する組織が確立している団体

上記にかかわらず、未成年者のみで構成される団体、市税を滞納している団体、または公共の利益を害する行為をするおそれのある団体は対象としません。
※詳しくは、交付要綱第2条第2項をご確認ください。

4.補助対象となる事業

中心商店街(中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条の規定に基づき、本市が作成した飯塚市中心市街地活性化基本計画において定められていた中心市街地区域内にある商店街組織をいう。)エリアから概ね半径2キロメートル圏内（資料1)において開催され、地域経済の活性化が図られるような演出が企画された、市内外からの集客及び宿泊につながる新規性、継続性があるイベントとします。

なお、市が実施する旧伊藤伝右衛門邸の夜間開館やシュガーロード事業、いいづかブランド認定商品と連携したイベントは加点の対象となります。いいづかブランド認定商品との連携については、飯塚観光協会を通して認定事業者に連絡をしてください。
＜連絡先＞

一般社団法人飯塚観光協会
〒820-0040 福岡県飯塚市吉原町6-1あいタウン2F
TEL ： 0948-22-3511 FAX ： 0948-22-2528

5.補助対象とならない事業

以下のいずれかに該当する事業は、補助対象となりません。

(1)特定の受益者を対象とした事業(特定の地域住民や事業者のために実施される事業を含む。)

(2)単なる物品販売又は営利を目的とする事業(展示会、販売会等)

(3)地域の伝統行事又は民俗芸能等のみの内容で企画された文化事業

(4)他の補助金を活用している事業

(5)政治又は宗教に関する活動を主たる目的とする事業

(6)公共の利益を害する行為をするおそれのある事業

6.補助対象経費

補助の交付の対象となる費目は、下記のとおりです。

費目	補助対象経費	補助対象外経費
人件費	賃金(ただし、補助事業の実施のために当日運営補助に雇用された者の賃金に限る。)	イベント運営など主催者に直接関わる報酬、日当、交通費
報償費	賞品代	単価 10,000 円を超える賞品代
消耗品費	事務用消耗品費、事業実施に必要な消耗品	器具備品、装置等の購入及び恒久的な設備設置経費
印刷製本費	ポスター、チラシ、プログラム作成に要する経費	
保険料	参加者、スタッフ等の保険料	
通信運搬費	電話代、切手代、運送にかかる経費	
広告料	広告掲載料、折込料、看板作成等に要する経費	
委託料	警備、会場設営などの委託に要する経費	
使用料及び賃借料	放送・音響設備、テント、イス、机、仮設トイレ等のレンタルに要する	

	経費	

備考　景品（事業主体が来客者に贈る品物又は現金）として支出するものは、単価500円以内のものを補助対象経費とする。

7.審査及び補助金の交付決定

審査により補助対象者を決定します。審査終了後、予算の範囲において交付決定を行います。

審査基準

No	審査項目	審査内容	配点
1	集客及び宿泊性	市内外からの集客及び宿泊につながるイベントであるか	10点
2	新規性・継続性	・市内では前例のない新規のイベントであるか ・今後継続したイベントになる見込みがあるか	10点
3	実現性	実施体制が整っており無理のない事業構成及びスケジュールか	10点
4	経済波及性	市内の経済活性化が図られるような企画であるか	10点
5	経費の適正性	積算根拠が明確であり、補助対象経費の定義に合致している	5点
6	連携性	・旧伊藤伝右衛門邸夜間開館と連携した事業であるか	5点
		・シュガーロード事業と連携した事業であるか	5点
		・いいづかブランド認定商品と連携した事業であるか	5点

8.補助金の交付額

補助金額は対象経費の4分の3とします。審査の結果、得点が上位の申請者に対して、補助対象経費のうち50万円(補助申請額が50万円に満たない場合はその金額)を交付します。継続性のある長期間のイベントと認められる場合は、100万円（補助申請額が100万円に満たない場合はその金額）を交付します。

※予算の範囲内で交付しますので、予算上限額に満たない額で交付決定する場合があります。

9.補助金の交付回数の制限について

補助金の交付回数は、同一団体(団体の構成員、代表者等から同一のものと認められる団体を含む。)につき1回とします。

※「同一の団体等」としてみなす場合は以下のとおりとします。

・団体等の名称が同様である場合

・団体等の名称が異なるが、構成メンバーの半数以上が同様の場合

・その他、内容等から「同一の団体等」とみなせる場合

10.実績報告及び補助金の支払い

補助事業が完了後30日以内、または交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書等（交付要綱第11条関係）を提出してください。実績を確認した後、補助金の支払いを行います。なお、事業を行うために必要と認められる場合、補助金の概算払いを受けることができます。

【事業の流れ】

(1) 補助金交付申請　~~第1弾…令和8年4月9日（木）～令和8年5月29日(金)17時必着~~
~~第2弾…令和8年8月3日（月）～令和8年9月30日（水）17時必着~~
第3弾…令和8年11月5日（木）～令和8年12月11日（金）17時必着

(2) 補助金審査会　随時
審査は書面審査とし、審査の段階で審査員から質問が出された場合は、書面で回答していただきます。

(3) 交付決定　申請書受付後随時
交付決定後に事業実施となります。

(4) 事業実施　交付決定後から3月下旬までの間

(5) 実績報告　事業終了後30日以内または3月31日まで

(6) 補助金交付　原則、実績報告を受けてから補助金額を確定し、請求書受領後30日以内に支払い

11. 交付決定の取り消し及び補助金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、交付決定の取り消し及び既に交付した補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

(1) この公募要領に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき

(2) 補助金の交付決定に付された条件を遵守しなかったとき

(3) 補助団体が、法令に違反する行為を行ったとき

12. 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 補助事業について、飯塚市役所商工観光課から求めがあったときは進捗状況を報告しなければなりません。

(2) 事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入支出を証する書類を整備し、当該補助事業が完了した年度から５年間保存しなければなりません。

(3) 補助事業に関係する調査に協力を求める場合があることや補助事業終了後、その成果の発表を求める場合がありますが、その際は飯塚市の指示に従わなければなりません。

13. 応募手続き

(1) 申請書の提出先　飯塚市役所本庁4階　商工観光課

(2) 提出書類

本公募要領を熟読の上、下記の書類を提出してください。

（ア）飯塚市商業活性化イベント開催補助金交付申請書（様式第1号）

(イ)事業計画書(市外からの参加見込数を記載)
(ウ)収支予算書
(エ)開催場所及び開催内容が分かる書類や図面(位置図等)
(オ)団体概要調書（様式第2号)
(カ)役員名簿（様式第3号)
(キ)滞納なし証明
(ク)その他市長が必要と認めた書類

14. 提出方法

事前に電話(TEL：0948-96-8453)にて予約のうえ、飯塚市役所商工観光課の窓口までご持参ください。

15. 申請書の配布場所

飯塚市ホームページからダウンロードしてください。

資料1　中心商店街エリアから概ね半径2キロメートル圏内

